

## 明石市自動録音電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺その他の電話を使用して行う犯罪による被害を未然に防止するため、自動録音電話機等を購入し、及び設置する高齢者を含む世帯に対し、その購入に要する費用の全部又は一部を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 着信前自動警告機能 電話をかけてきた者に対し、呼び出し音が鳴る前に通話を録音する等の警告を自動的に行う機能をいう。
- (2) 自動録音機能 通話の内容を自動的に録音する機能をいう。
- (3) 自動録音電話機 着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する固定電話機をいう。
- (4) 外付け機器 着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する機器であって、固定電話機に接続して使用するものをいう。
- (5) 自動録音電話機等 自動録音電話機及び外付け機器をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当する者
  - ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
  - イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。
    - (ア) 第7条の規定による申請（以下「申請」という。）を行った日（以下「申請日」という。）において、65歳以上であること。
    - (イ) 申請日において、64歳以下であり、かつ、認知症その他補助対象機器（第4条に規定する機器をいう。）を購入することが必要であると市長が認める理由があること。
  - ウ 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。
  - エ 補助金の交付を受けたことがある者と同居していないこと。
- (2) 次のアからウまでのいずれにも該当する者

- ア 前号に掲げる者と同居していること。
- イ 申請日において、64歳以下であること。
- ウ 過去に補助金の交付を受けたことがないこと。

(3) 前2号に掲げる者のほか補助金の交付を受けることがこの要綱の趣旨に照らして必要であると市長が認める者  
(補助対象機器)

第4条 補助金の交付の対象となる機器（以下、「補助対象機器」という。）は、次の各号のいずれにも該当する自動録音電話機等とする。

- (1) 補助対象者の住居に設置し、及び使用するものであること。
- (2) 4月1日から翌年の1月31日までの間（以下「対象期間」という。）に購入したものであること。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、対象期間を延長することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動録音電話機の購入に要する費用
- (2) 外付け機器の購入に要する費用

2 次に掲げる費用は、補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 補助対象機器に係る消耗品の購入等に要する費用
- (2) 補助対象機器の設置及び維持に要する費用
- (3) 補助対象機器の配送に要する費用
- (4) その他市長が補助対象経費とすることが適当でないとする費用

3 対象期間内に補助対象機器を2台以上購入した補助対象者については、購入した補助対象機器のうち1台分の購入に要した費用のみを補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は次の各号に掲げる補助対象機器の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額のいずれか低い額とする。

- (1) 自動録音電話機 10,000円
- (2) 外付け機器 5,000円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別

に定める期間内に、市長が別に定める申請書兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の補助対象機器の購入に係る費用の額を証する書類
- (2) 通帳その他の補助金の振込先の口座番号及び口座名義人が確認できる書類
- (3) 取扱説明書その他の補助対象機器の品名、型番、主な仕様等が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を市長が別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、交付決定をした者（以下「交付決定者」という。）に対して速やかに補助金を交付するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付は、明石市財務規則（昭和40年規則第17号）第52条第1項ただし書の規定により、請求書に基づかないで行うものとする。この場合において、補助金は、同条第1項第8号に掲げる経費に該当するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（補助対象機器の管理及び処分）

第11条 交付決定者は、補助対象機器について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、補助対象機器について交付決定をした日から起算して6年間は、譲渡、交換、売却及び貸付け（以下「譲渡等」という。）を行ってはならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

3 交付決定者は、補助対象機器の譲渡等を行う場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(調査への協力)

第12条 交付決定者は、市長が補助対象機器の使用状況等について、調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。